

生駒市スマートシティ構想策定等支援業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 目的

人口減少・少子高齢化、社会インフラの老朽化や自然災害の大規模化に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う新しい生活様式の広がりなど、全国的な社会情勢の変化が見込まれる中、国内では、ICT等の先端技術やデータを活用し、都市や地域の機能やサービスを効率化・高度化し、都市や地域の抱える諸課題を解決して市民生活に快適性や利便性の向上などの新たな価値を創出するまちづくり「スマートシティ」の構築が進んでいる。

本市においても、取り巻く環境や社会ニーズが多様化、複雑化している状況であり、これまでの「大都市に通勤・通学する暮らし」いわゆるベッドタウン型のライフスタイルを反映した施策を実施するだけのまちでは、こうした変化には対応できず、人口減少を加速させ、地域活力の低下を招くことになりかねないことから、第6次総合計画に掲げているような多様な生き方や暮らし方を、様々な主体の参画と協創により実現するため、スマートシティの実現を目指すものである。そのためには、市民・事業者（以下「市民等」という。）の意見を聞き市民等と共にデジタル技術を活用した多様な生き方や暮らし方を実現するスマートシティ像を描き、実現に向けた施策を立案し進めていく必要があることから、多様な市民等との協創関係を構築する豊富な経験と高い専門性を有する事業者これらにこれらの構想策定と市民対話等の支援業務を委託するものとする。

(2) 業務名

生駒市スマートシティ構想策定等支援業務

(3) 業務内容

様々な市民等とともに、現状の課題を共に考え、生駒の未来を共につくる意欲を喚起するため、本市が進める市内のデジタル化と連携し、参加する市民等の現状の課題感や期待感を吸い上げるとともに、市と市民等とで「デジタル技術を活用して多様な生き方や暮らし方ができるまち」について対話するワークショップを実施する。

また、スマートシティにおける複数分野にわたる課題解決や市民のウェルビーイング向上に資する手法、都市OSの整備、テクノロジー導入に関する知見を持ったアドバイザーを配置する。そのうえで、本市が進める市内のデジタル化と連携し、当該アドバイザーの助言と市民対話の結果等を反映した課題設定や施策体系の整理・検討において専門的見地から助言、提案を行い、スマートシティ構想の策定を支援し、当該構想の原案を取りまとめる。加えて、生駒市のスマートシティ構築に向けた機運を醸成するために必要な普及用コンテンツを作成する。

なお、本業務における「スマートシティ」には、地域の課題解決や新たな価値を創出するまちづくりといった「まちのデジタル化」とストレスのない申請や手続きといった「行政のデジタル化」の両方を含むものとする。

詳細については「生駒市スマートシティ構想策定等支援業務仕様書（別紙1）」を参照のこと。

(4) 業務期間

契約締結日～令和5年（2023年）3月31日

2 業務に要する費用（予定価格）

6,006,000円（税込）

なお、参考見積書の金額が、業務に関する費用（予定価格）を超過した場合は失格とする。

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者）は、次に掲げる事項をすべて満たすこととする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申し立てがなされていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合を除く。
- (4) 公示日から受託候補者特定の日まで、生駒市建設工事等入札参加資格者入札参加停止措置要領による入札参加停止を受けていないこと。
- (5) 次のアからオまでのいずれかに該当しないこと。
 - ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。）第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 過去5年間に於いて、国、地方公共団体等からスマートシティ構想又はまちづくり計画等（その他これらに類似する、もしくは関連する計画、戦略等を含む。）の策定等に関する業務の受託実績があること。

4 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限 令和4年6月13日(月) 16時まで(必着)
- (2) 提出方法 別添の質問書(様式1)により、電子メールで提出すること。
※これ以外の方法で提出された質問に対しては回答しません。
- (3) 回答日 令和4年6月17日(金)
- (4) 回答方法 生駒市ホームページに掲載

5 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類・必要部数

- ① 業務実施体制回答書及び企画提案書提出届(様式2) 原本1部
- ② 業務実施体制各種調書及び企画提案書等

ア～オは原本1部・副本9部、カ～クは原本1部。なお、市に今年度有効な一般競争(指名競争)参加資格審査申請書を提出している者又は令和4年度物品・委託業務業者登録申請書を提出している者については、カ～クを省略することができる。

なお、「オ参考見積書」について、押印しない場合、会社の「住所」、「会社名」、「代表者名」のほか、「発行責任者及び担当者の氏名及び連絡先(電話番号又はメールアドレス)」を記入すること。

ア 会社概要(様式3)

イ 業務実績調書(様式4)

- ・業務実績調書に記載した事業の様子がわかる資料(紙媒体、データ媒体問わず)を各1部提出すること。ただし、事業の様子がわかるURLがあれば、それを記載することで提出があったものとみなす。

ウ 実施体制表(様式任意)

- ・本業務の実施体制図(社内外のバックアップ体制も含む)と本業務の担当者(統括責任者、企画責任者、運営・進行管理責任者など)のプロフィール及び各担当者のこれまでの業務経歴(業務責任者として従事した業務に限る。)に記載した名簿
- ・他の企業等に当該業務の一部について再委託を実施する場合は、分担する業務、再委託先及び再委託することが必要な理由を実施体制図に記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。

エ 企画提案書(様式任意)

別紙「企画提案書等作成要領(別紙2)」に基づき作成すること。

オ 参考見積書(様式任意)

業務の実施に係る費用の内訳が分かるように項目ごとに記載すること。

カ 登記簿謄本又は登記事項全部証明書(その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約)【提案時点で発行から3ヶ月以内のもの：写し可】

キ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書(法人：納税証明書その3の3、個人：納税証明書その3の2)【提案時点で発行から3ヶ月以内のもの：写し可】

ク 誓約書（様式5）

(2) 提出期限等

- ① 提出期限 令和4年6月27日（月）16時まで（必着）
- ② 提出場所 生駒市役所地域活力創生部デジタル推進課スマートシティ推進室
- ③ 提出方法 持参又は郵送によること。

なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によること。

6 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとする。

(1) 第1次審査（書類審査）

提出された業務実施体制回答書及び企画提案書を審査し、総得点が高い上位3者の提案者を選考する。ただし、プロポーザルの提案者が3者以下の場合は、第1次審査を省略し、第2次審査において提出書類審査及びヒアリング等による審査を実施できるものとする。

なお、第1次審査において総得点が高い上位3者であっても、一定の評価に達しない者は選考しないものとする。

実施日：令和4年6月29日（水）予定

(2) 第2次審査（ヒアリング等による最終審査）

第1次審査により選考された者に対し、企画提案についてのプレゼンテーションによるヒアリング等を実施して再評価し、最も優れている提案を特定する。

ただし、総得点が高い上位であっても、個別の評価項目において著しく低い評価であると認められる場合は、特定者としなないことができるものとする。また、審査委員会が一定の評価に達した者がいないと判断する場合は、適格者なしとすることができるものとする。

実施日：令和4年7月6日（水）予定

(3) 審査結果の通知

①第1次審査

審査結果を書面により通知する。なお、選考された者のみ、第2次審査の日程等を、電話及び電子メールで通知する。

②第2次審査

審査結果を郵送により通知する。

7 配点

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査する。

- (1) 信頼性・実施能力（業務実績） 20点／170点
- (2) 参考見積書 20点／170点
- (3) 企画提案の内容 130点／170点

8 日程

公示 令和4年6月6日（月）

| | |
|------------|---------------------|
| 質問受付締切 | 令和4年6月13日(月) 16時00分 |
| 質問回答 | 令和4年6月17日(金) |
| 企画提案書等受付締切 | 令和4年6月27日(月) 16時00分 |
| 第1次審査 | 令和4年6月29日(水)(予定) |
| 第2次審査 | 令和4年7月6日(水)(予定) |
| 結果通知 | 令和4年7月11日(月)予定 |
| 契約締結 | 令和4年7月中旬(予定) |

9 失格事項

提出書類または提案者が、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出場所、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) 第2次審査（ヒアリング等による最終審査）に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 参考見積書の金額が、2 業務に要する費用（予定価格）を超過したもの

10 契約

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。

なお、その際には、特定された者はあらためて見積書を提出するものとする。

11 その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、入札参加停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しないととも、提案者の特定以外には提案者に無断で使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提案者の負担とする。
- (5) 「実施体制表」に記載した配置予定の担当者は、原則として変更できない。

なお、やむを得ない理由により変更する場合には、生駒市と協議のうえ決定するものとする。

- (6) 生駒市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があり、この情報に該当する部分がある場合には、提案時に文書により申し出ること。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とする。

12 担当部署（提出・問合せ先）

生駒市役所地域活力創生部デジタル推進課スマートシティ推進室 担当：森田、掛樋

住所 : 〒630-0288 奈良県生駒市東新町 8 - 38

TEL : 0743-74-1111 (内線 2860)

E-mail : smartcity@city.ikoma.lg.jp